

懲 罰 特 別 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年6月26日(木曜日)午後9時00分～
平成26年6月27日(金曜日)午後4時50分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長 馬屋原 眞 一 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 俵 薫 委 員
坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員
5. 出席した事務局職員
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長
野 尻 登 志 枝 議 会 事 務 局 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名
な し
7. 会議の次第は次のとおりである。

○議会事務局（石田淳司君） それでは失礼をいたします。委員会選任後初めての委員会でございますので、正副委員長の互選を行います。御出席の委員の中で、河本芳久委員が年長の委員でございますので、臨時の委員長をお願いを申し上げます。

〔臨時委員長 河本芳久君 臨時委員長席に着く〕

○臨時委員長（河本芳久君） 今、事務局長から、年長委員が、委員長が決まるまで、臨時の委員長を務めるとございましたので、臨時の委員長の職務を全うしたいと思います。

ただいまより、委員会を開催いたします。さっそく委員長の互選に入りたいと思いますが、互選の方法はいかがいたしましょうか。推薦とか立候補とかありますが、いかがいたしましょうか。

〔「推薦をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（河本芳久君） それでは推薦でという御意見がございましたが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（河本芳久君） 異議なしと認め、推薦をお願いします。どなたか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この場はやはり、議運の委員長である、荒山光広委員長さんが、一番の適任と思ひまして、推薦いたします。

○臨時委員長（河本芳久君） ただいまより、荒山委員に、委員長に推薦したいという発言がございました。これに御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって、委員長に荒山委員が当選されました。つきましては本席より、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。荒山委員、委員長席にお着き願います。それでは、委員長と交代します。御協力ありがとうございました。

〔臨時委員長 河本芳久君 臨時委員長席より退席〕

〔委員長 荒山光広君 委員長席に着く〕

○委員長（荒山光広君） ただいま皆様方から、御推挙いただきまして、この委員会の委員長を務めることになりました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。それでは引き続きまして、副委員長の互選を行います。互選の方法はいかがいたし

ましようか。推薦と、先ほどと同様、推薦ということでようございますか。これに御異議はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。推薦をお願いいたします。はい、高木委員。

○委員（高木法生君） それでは私の方から、副委員長に馬屋原委員を推薦いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（荒山光広君） ただいま、高木委員より副委員長に馬屋原委員を推薦したい旨の発言がございました。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、副委員長に馬屋原委員が当選されました。つきましては本席より、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。馬屋原委員、副委員長席にお着きください。

〔副委員長 馬屋原眞一君 副委員長席に着く〕

○委員長（荒山光広君） それでは馬屋原副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（馬屋原眞一君） ただいま推薦を受けました、馬屋原でございます。会議の進行をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

○委員長（荒山光広君） この際、暫時休憩をいたします。その間に本会議が開かれる予定でございますので、よろしくお願い致します。

午後9時05分 休憩

.....

午後10時46分 再開

○委員長（荒山光広君） ただいまから、懲罰特別委員会を開催いたします。地方自治法117条の規定により、坪井康男委員の除斥を求めます。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 地方自治法117条に、今、議員の一身上に関する事件、これに直接関係のある議員ということでございましたが、これは、坪井委員だけの退席ということは、とても理解しがたい。もし、関係する委員であれば、懲罰動議の理由書にある、委員たちについては、どうなるのか、この辺は明快に御説明願いたいと思います。

○委員長（荒山光広君） ただいま河本委員より、除斥の根拠についてということだろうと思いますけども、地方自治法第117条、ちょっと条文を読まさせていただきます。「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」とあります。この条文は、幅広く本会議含め委員会運営にあてられるものだろうというふうに思います。その中で、このたびは坪井委員さんの発言に関わること、というふうに理解しております。従いまして、自己の一身上に関する事件ということで、その後にあります、自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてはとありますけども、これには当たらないということで、坪井委員の除斥を求めるということでございます。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） この解釈については、私は、一身上に関する事件、または利害関係のものじゃった。一身上の事件ということですから、これは坪井議員の発言、またそれに関わっている議員、両方にいうことであって、これは今の委員長の説明における、利害関係のある云々というのは、他の議員には関係の無いと言われるが、この解釈はそうではないと。この議事に参与する事ができないと、坪井議員だけではなくて、坪井議員に対する懲罰であっても、それに関係する議員は、やはり同じ立場ではないかと。これ一方的に坪井委員のみの意見を封じるということは、とてもこの審議が公平に行われるとは、解しがたいのです。これについて、やはり異議があると思います。

○委員長（荒山光広君） 今の坪井委員の意見を封じるというふうな御発言がございましたけれども、これは、議会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる、というふうにございます。これはまた後ほどですね、弁明の時間があると思いますので、その時に坪井委員の発言の時間は、とられるというふうに思っております。この一身上に関する事件の関わりについてはですね、解釈の仕方があろうと思いますけれども、私は、今回の案件につきましては、坪井議員さんの発言に起因することから、坪井委員の退席を求めるということに解釈をしております。従いまして、解釈の違いをここで議論をするところではないというふうに、考えていますので、御理解をお願いいたします。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 先ほど、坪井委員の発言にありましたように、やはりこの議会における論戦の場が、一身上の問題に触れても、それは許容される範囲の論戦であるということが、札幌高裁で判例が出ているんじゃないかと、という発言がありました。意見がありました。私もその札幌高裁のその判決について、論戦の場ですよここは。その論戦の場で一方的にその発言がどうかというのをこれから審議するわけですから、その前に一方のみを退席をさせて、そして論戦をするということは、これは公平な議会、いわゆる特別委員会の場合ではないと。いわゆる発言ができる、平等にできる場をもつ、これこそ議会のありようじゃないですか。そういう意味で、私は退席については、一方的な退席については、これは賛成しかねる。こういった立場でございます。それは、市民の皆さんが一番よく知っておられる。きょうの議会における坪井議員の発言に、どういう問題点があったかと、そこまで必ず帰ってくる。論戦の場ですよ。その論戦の場で、一方的に相手に一身上の問題で触れられたといえるけど、その中身については、まだこれから論議していく場でしょう、これから。それを坪井委員のみを退席するという、これは理にかなっていないと思います。

以上。

○委員長（荒山光広君） ここで解釈論について議論をするところではないと思います。この117条が適用されたことはたくさんございますけども、たとえば議長不信任案上程の場合、本条により議長は一身上に関する事件として、その議事に参与する事はできない、というふうにあるように、このたび坪井委員の発言によって、懲罰の特別委員会が設置されたわけでございますので、坪井委員の退席を求めるところでございます。なおですね、この懲罰特別委員会は、議運に諮り、本会議に諮り、開催が決定されたところでございます。従いまして、私は、皆さんから御推挙いただいて、この委員長に就いたわけでございます。従いましてこの場はですね、委員長の指示に従っていただきたいというふうに思っております。河本委員。

○委員（河本芳久君） やはり坪井議員の発言に対して、論戦をしておるのに、あなたが懲罰動議をかけられておるから、あなたは退席しなさいと。その一身上について関わっておる議員については、または議長については、これは特別委員会で出席してもよろしいと。これは全く不公平だと。これは論戦する余地はないと言われたけど、そんな論理はやはり、この解釈においては、117条における解釈は、妥当

性が無いと、これは市民も、なぜ坪井委員だけが、そういう対象で、懲罰の対象になるのか。関係のある委員は、この特別委員会における審議に、座られないという一定の、いわゆる坪井委員のみにこれを科するという事は、不公平だと、こういうことで私は、退席には同意できません。

○委員長（荒山光広君） これはですね、同意できるできないということではないというふうに考えております。委員会の運営上、第117条に定められたことについて、除斥を求めるわけでございますので、問題はないというふうに考えております。なお、議会の同意があった時には、会議に出席し発言することができると思いますので、議論の途中でここは坪井委員の意見を聞きたいということであればですね、その都度お呼びをして意見を聞くことは——場はあるというふうに考えておりますので、運営上御協力をお願いしたいというふうに思っております。そうしませんと委員会が動きません。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（荒山光広君） 認めません。

〔「認めませんで、そういう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 認めません。座ってください。言いましたように坪井委員の除斥を求めます。

〔坪井康男君 退席〕

○委員長（荒山光広君） それでは、発議者から提案理由の説明を求めます。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） それでは、議員坪井康男君に対する懲罰動議を朗読させていただきます。

「美祢市議会議長秋山哲朗殿。発議者、美祢市議会政和会、会長馬屋原眞一、竹岡昌治、徳並伍朗、猶野智和。議員坪井康男君に対する懲罰動議。次の理由により、議員坪井康男君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定により動議を提出をします。記。理由。平成26年第2回（6月）美祢市議会定例会本会議（平成26年6月26日（木）開催）において、坪井康男議員が議長に対して侮辱的及び脅迫的な発言、並びに竹岡議員及び村田市長の私生活にわたる言論を行った。証拠は、本会議会議録テープ、別紙資料があります。その内容を精査した結果、秋山議長、竹岡議員並びに村田市長の

名誉と議会の品位を著しく傷つけた許し難き発言である。よって、地方自治法第135条第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定により動議を提出するものであります。」

朝から多くの議員から意見が出されました。私達は市民の負託に応えるべく、議会の正常化を図り、市執行部と共に市政発展のため、やむなく動議を出すことにしました。良識ある議員の皆様、特に共産党の議員さんには御賛同いただきますよう厚くお願いを申し上げまして、終わります。

○委員長（荒山光広君） ただいま、提案理由の説明がございました。提案理由に対する質疑はございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 先ほどから申していますように、今の理由で懲罰動議について審議することは、とても理解ができない。というのは、論戦の場、そして一身上のいわゆるこの私生活にわたる言論うんぬんありますが、坪井議員がそういうことにふれたことは発言に対するそういう問題は、私としてはこう考えるという、その発言に対する意見なり、坪井議員の主張を一方的に名誉毀損とか侮辱とかいう言葉でやられておりますけど、坪井議員がきょう、論戦のなかで本当に懲罰動議に該当する事案かどうか。これ、とても疑わしい。私はそういう言動は認めません。いろいろ言葉の中では、いろいろありました。でも、これが懲罰動議に該当し、坪井議員が弁明や謝罪をしなくちゃならない、そういう理由は、この理由書なり、きょうの論戦の過程においては一切それを私は認めることはできません。これは論戦の場ですから。その論戦を封じてしまったら、議会活動は正常なかたちに運営されているかどうか、市民の目線はきっと厳しいものがあると思います。既に、このようなことについては、さきの議会報告会で住民からもっともっと厳しい意見が出ました。これは、住民の一部の声かも分かりません。やはり、議会は論戦のするんですから、いろいろ意見があつて然るべきじゃあないですか。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいまは、提案理由に対する質疑の時間でございます。御意見は、また後ほど伺いたいというふうに思っております。なおですね、この特別委員会の設置そのものに対する、今御意見がございましたけども、先ほど申しましたように、議会運営委員会諮り、本会議で諮っております。もし異論があるのであればですね、議会運営委員会なり、本会議の場で設置そのものに対する反対の意

見があって、今の意見なら分かるんですけども、議会運営委員会並びに本会議の場ではそういった御意見がございませんでしたので、御了承いただきたいと思います。

〔「ちょっと待って委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 議運のなかで、今の発言は、私はやりましたよ。議運の中で、懲罰に値するかどうか。委員長はそれは意見ですねと言われました。そりゃ意見です。当然そういう意見を私は述べております。

○委員長（荒山光広君） 反対という言葉はございませんでしたので、そういうことでございます。ただいま、提案理由に対する質疑の時間でございます。その他質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど徳並委員さんから、共産党の議員に賛同いただきたいと要望がありましたが、それに応えてちょっと質問いたします。この文面の中で、この懲罰動議の中の文面で、坪井康男議員が議長に対して侮辱的及び脅迫的な発言とありますが、先ほどいただいたこのコピーの中には、どれに当たるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（荒山光広君） ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） まず2ページ目。上から何行目ですかね。坪井議員が言われました、あなたに発言を妨害されるんです。それから、その下ですが、職権の乱用です。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この二つが侮辱的になるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（荒山光広君） はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 議会には縛りがあるというふうに思っております。言論の府、言論の府と言いながら、その逸脱をした言葉はですね、言論の府のうちに入りません。やはり、きちんとした約束事があるわけですから。

以上です。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどもお尋ねしたと思いますが、脅迫的な…これは言っただけ、言ってませんでしたかね。脅迫的なという文言はどこでしょうか。お尋ねしま

す。

○委員長（荒山光広君） はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） それでは三枚目をお開きいただきたいと思います。丸の上から三つめ。読ませていただきます。「議員坪井康男君。なら竹岡議員さんの、あれだけ不規則発言されたのに、あなたはフリーパスで勝手に言うところから、俺、止めんって。これもおかしいじゃないですか。とにかく、あなたはやっぱり不公平です。ほんとにそう思います。それからさっきの怪文書のこと、またおっしゃいました。そんなことおっしゃるなら、私ね、議長選挙の時にあれだけ怪文書かなんか知らんけど、持ち出してやったことばらしますよ、私は。」これは完全に脅迫です。

以上。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は、怪文書がなんだったかさっぱり分かりませんので、これが本当に怪文書なのかどうか、そしてこれが脅迫になるかどうかってことはこの怪文書が何かってことが分からないので、これは当てはまらないと思うんですが。この怪文書って何でしょうか。

○委員長（荒山光広君） はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） まあ脅迫ということですが、先ほど言いました坪井さんの丸三つの一番最後、持ち出してやったことばらしますよ、というような、これ脅迫です。私も文書の内容は知りません。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 文書の内容が分からなくって、ばらしますよって言って、それが脅迫になるかどうかって疑わしいと思います。

○委員長（荒山光広君） はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 文書を読んでいただければですね、分かるでしょう。脅迫だということは。あなたも、こういうことを言われたら脅迫を受けたと思いませんか。

以上。

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 何か自分が悪いことをしていたら、それが、あっあれだろうかと思って、それが脅迫と受け止めるかもわかりませんが、何もしてなかったら、いくら言われても脅迫にはならないと思います。

○委員長（荒山光広君） ほかに質疑はございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 今あとう、議長に対する侮辱とか品位云々がありますけども、議長は公人ですよ。公の人。公の人に対するこの今の職権をと、発言を妨害される云々は、これ当然そう思った坪井議員の発言として許容されなかったら、言論、いわゆる討論こういっことはできません。公人ですから。だから、私的なことで人権に関わる問題であれば、これは当然そんなことは議員の発言は不適切ですよと、私も認めたいですが、これは公人に対する発言、何ら人権問題にはつながっていかない。当然これは論議するべき問題だと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、提案理由に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） ないようでございます。この際、坪井委員から本件について弁明をしたいとの申し出がございます。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 異議なしと認めます。坪井議員の弁明を許可することに決定いたしました。坪井委員の復席を認めます。

〔坪井康男君 復席〕

○委員長（荒山光広君） それでは、坪井委員に弁明を許可いたします。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどの懲罰動議の理由書にですね、議長に対して侮辱的及び脅迫的な発言、それから竹岡議員及び村田市長の私生活にわたる言論を行ったと。全くこんな発言してません。全くこんな発言してません。当然ここは言論の場ですよ。言論の府でしょう。だから前回も私、札幌高裁の判例を読み上げました。もう一遍読みますよ。これ、札幌高裁の無礼の言葉の基準ということで、判決が出てます。それにはこういうふうになっています。自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発するような言葉を言ったとしても、ですよ、いいですか。何遍も言いますよ。自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言ったとしても、

事件についての意見や批判の発言である限り、事件についての意見や批判の発言である限り、たとえその措辞が痛烈であるがために、他の議員等の正常な感情を反発しても、無礼の言葉に該当すると解釈することができないと。こういうことですよ。私が発言したのはですよ、あくまでも事件のことですよ。何の事件か。議長の議会運営について、あなたの議会運営は一方的じゃないですかと。竹岡議員さんが何を言われようと、不規則発言されようと、あれは勝手にしゃべっているんだから、それはいいと。で、私は少しでも、議長それはおかしいじゃないですか、不公平じゃないですかって言ったら、それが何で懲罰の対象になるんですか。最も理解に苦しみます。言論の府で、言論の自由が認められているところで、ここまで相手の感情を逆撫でしても、それは事件に関する意見、あるいは批判ならばいいって。そうでなきゃ言論の圧殺ですよ。美祢市議会っていうのは言論の圧殺の場所ですか。前代未聞です。

それから、竹岡議員及びに村田市長の私生活にわたる言論を行った。どの部分ですか。この会議録のどの部分が私生活にあたる反論をしました。意見を言いました。市長のことは一切、私触れてませんよ。だから、この動議が、理由がですよ、事実反することが書いてあるじゃないですか。これどこを読んだって市長のこと何も言ってないですよ。委員長、どこが該当するんでしょうか。市長の私生活にわたることを言った、どこに書いてあります。御指摘いただきたいですよ。どの部分ですか。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。今坪井委員の弁明の時間でございます。

〔「弁明をしています」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） だから、私がそれに答えることはございません。

○委員（坪井康男君） それじゃ私はね、市長の私生活にわたる発言は一切ないというのが私の弁明です。それから、竹岡議員の私生活にわたる言論を行った。これどこです。竹岡議員にじゃあお伺いします。発言を求めています。

○委員長（荒山光広君） 今竹岡委員さんに発言を、ということがございましたけども、竹岡委員さん答えられますか。どうします。

〔「その理由になっておるから答えてもらいたいんです。竹岡議員さんの私生活にわたる言論を行ったって、これ理由書に書いてあるから答えてくださいって」と呼ぶ者あり〕

[発言する者あり]

○委員長（荒山光広君） 後、この本件に関する御意見の場がございます。そのときに坪井議員さんの弁明を踏まえてですね、また御意見をいただきたい。

「私の意見を述べる機会があるわけですか。」と呼ぶ者あり]

○委員長（荒山光広君） いや、ここでしっかり述べて下さい。坪井委員。

○委員（坪井康男君） だから述べましたよ。竹岡議員さんのどういうところに私生活、言及があったか。もうおそらく私が思うにね、これ何ページ目ですかね、竹岡さんのおやりになっている株式会社タケオカの売り上げは四千万円だから、と言った。ここの部分しかないです。これはね、私が私生活に言及したんじゃないんですよ。ええ。公職選挙法に基づいて私が異議の申し立てをした。それが最高、えっと広島高裁にいった。その広島高裁の判断にですよ、要するに92条の2、市との請負契約がですよ、全体の5割を超えているかどうか、判断基準として私は広島高裁にですよ、株式会社タケオカの決算書を出してくださいって言ったんですよ。そしたら、西京銀行から出されました。公になった資料ですよ。ひとつも私生活じゃあないんです。これ以外、私は竹岡さんの、議員さんのね、あれ一切言ってないですよ。で、そもそも配食サービスの事件についてどうのこうの言われたの竹岡さんですよ。わたしは、ひとつも発言していません。だから自分で勝手に発言をしておきながら、それをあたかも私が言ったかのごとくね、前提にして、そのこういうね、懲罰動議の理由にするなんて、もう言語道断です。それから、村田市長の私生活には……、もう言いましたかね。村田市長の私生活には、一切何にも言ってないですよ。何も言ってないのに、市長の名誉と議会の品位を傷つけた。こんな理由ってないですよ。ありえない。いずれにしてもね、今回この発言は、いいですか。最初一枚目ですよ。議長とやりとりですよ。これひとつも、私、議長を誹謗中傷するようなこと、何も言ってないじゃないですか。あなたは、私の言論を封じ込めようとされているんじゃないですか。そこまで言うんだったら、そら一方的に議長の言うことは何でも正しい、議員の言うことはだめ。こんなことあっていいんでしょうか。全く、全くですよ、この理由書は、理由になってない。こんなのがまかり通るなら議員は発言できないですよ。本当に。特に、村田市長の私生活わたる言論を行ったって、全くしてない。これ何にも書いてないですよ。何遍でも言いますけど。何も

発言していないことを、なんか勝手に発言したってでっちあげてですよ、こんな理由にするなんて、本当にどうかしています。美祢市議会は、これもう自殺行為ですよ。発言を封じられたら議論の場じゃないですか。おかしいです。理由書そのものがおかしい。一言も私、市長の私生活について言ってませんよ。これ委員の皆さんよく理解して下さい。ひとつも言ってないですよ。どこにも書いていない。まだいいですか。

○委員長（荒山光広君） はいどうぞ。

○委員（坪井康男君） それでね、この会議ですよ、秋山議長との論戦の後ですよ。竹岡議員よりってこう書いてありますね。二枚目。竹岡議員の発言は何も書いてないですよ。竹岡議員の発言を受けて三枚目ですよ、これがあるんですよ。これまた、こんないい加減なね、会議録提出って全く根拠のない、理不尽な資料じゃあないですか。何で竹岡議員さんの発言をここに書かないですか。それを受けての私の発言ですよ。配食サービスの事件のことですって。私配食サービスの事件のことひとつも言ってないですよ。竹岡さん御自身が持ち出されている。それで、なんか裁判費用くすね取ったとか、なんとかかんとか、もうあらん限りのね、でたらめな発言をしておられるんです。なぜこれをつけないんですか。それを受け取る発言なんです。私の発言だけぼこってひっこ抜いてね、おかしい。これもうでたらめです。この理由書は。ぜひ、暫時休憩でもしてこの竹岡議員さんの会議録を付けてください。それを要求します。はい。それで一応の弁明をさせていただきます。

○委員長（荒山光広君） はい。それでは一応弁明が終わったということで再度坪井委員の退席を求めます。

〔坪井議員 退場〕

○委員長（荒山光広君） これより、本件に対し御意見を求めるところではございませぬけれども、議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

午後 1 1 時 3 6 分 休憩

.....
午前 0 時 1 4 分 再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。先ほどは坪井委員さんの弁明がございました。これを踏まえ、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。本件に対し、御意見はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど坪井さんが問いかけがあったんですが、お答えをしておりません。と申しますのは、やはり頭のいい方だなと私は感心しました。

まず、ひとつはですね、札幌の判決。二回も御説明なさって、私もどういものかなあとということで実は見ましたが、無礼の言葉とは議員が会議に付議された事項についてと、書いてあるんです。ですから、きょう発言されたことは、何にも付議された事項じゃないんです。ですから、この辺が少し誤りがあるということも御理解いただきたいと思えますし、それから、私がきょう不規則発言をしたとおっしゃったんですが、私は全部議長の指名を受けて発言をさせていただいております。確かに一般質問の時は、不規則発言をして退場させられました。これは事実でありますから否定はいたしません。しかし、きょうはやっておりません。

それから、もう1点。私のことについて何ら言ってないと。こういうふうにおっしゃいました。私は商売して生計を立てて生活をしております。そこでですね、確かに裁判で出た資料だからと。こうおっしゃたんですね。ですが、民事裁判が起こされた場合、これはですね当事者である原告の意思によって、できるわけです。話し合っただけじゃありません。ですから、原告の方がその意思によって——早う言やあ一方的に提起されるんです。したがって、その相手方である当事者である被告は、敗訴を避けるために本来外部に公開する必要のない個人情報を裁判所に提出することによって、応訴せざるを得ない状況にあるという——これは、あの民事訴訟の記録における個人情報の取り扱いに関することとということの文献から、そう書かれてありますね。

したがって、何が私申し上げたいかという。本来ならば、出したくなくても裁判がされたらですね、まあ敗訴したくないという気持ちは誰にでもあるだろうと思えます。それによって出さざるを得ない資料を——確かに裁判所では、出さざるを得ないから出したわけではありますが、それを、じゃあこの議場でですね、何でもありという——まあ河本委員がおっしゃたけど、議論の府だ、だから何を言ってもいいとおっしゃたんです。あれも、ええとこ取りだけの話ですから、あと申し上げます。常識的に個人情報と考えられてる事項を、公人たる議員が議会の場で発言することは社会通念上望ましいことではないと。ですから、発言のいわゆる自由というのはあります。確かに河本委員さんがおっしゃるとおりであります。しかしながら、またこれも大事なところが抜けておるんですね。制約はあるんです。何でも

かんでもいいんだということではありません。制約がございます。手元に今ちょっと無いんですが、確かに議論の府だから何を言ってもいいという発言の自由の原則はございます。これも間違いありません。しかしながら制約があるんですね。侮辱発言もだめだし、秩序を乱すような発言もだめだし。そうした制約があるにもかかわらず、何でも発言してもいいんだと。議論の場ですから、いいんだと。これは僕は、ちょっと間違いじゃなかろうかなあというふうに思います。

私が、きょう一日中申し上げたのは、確かにきょうのことで我々の会派から懲罰委員会というのはやりました。しかし、私は一番最初に申し上げたのは、二年間の混乱期にあったこの議会を正常化にしましょうやという提案を申し上げて、るる説明をしたと思います。にもかかわらずですよ、きょうも、ああいう状態。例えば札幌の判決にしても一番大事なところが抜かされる。河本委員さん然り、議論の府、私もそれは分かっております。28年も議員やってる訳ですからね。十分承知の上です。ですが、それには大きな制約があるということなんです。この辺も御理解いただきたいと思います。

それから、もう一つ私が申し上げたいことはですね、またさっきもですね、裁判費用を——何とおっしゃったですかいね、裁判費用を——また変な発言をされたんですよ。もうね、あのう聞いとったら非常に、言葉巧みにやられるんですが、——くすねたという言葉使われたと思います。私はそんな発言した覚えはありません。確かに最初は裁判費用、まだ払われてないですねという言い方はしましたよ。ですが、裁判費用じゃないというのは後から言われまして、いやそんならほかの言葉に換えましたけどね。一回でも私は、それをくすねたというような発言したんですか。

もうとにかくそういうことで、できるだけ自分の正当化されるのは結構です。しかしながら、私が申し上げたいのは、そうした正常化な、正常化した議会を求めての今回政和会が出したことでございます。どうかその辺を御理解いただきまして、委員の皆様方の御意見もお伺いしたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 今、竹岡委員から御指摘がございましたので、私の意見をやはり述べておきたいと思います。あくまでも竹岡委員の自由な発言には、やはり原

則があり、制約があるんだと。私もそう思います。しかし、事件になっている議案そのものについては、やはり感情交えて、または、かなりどぎつい発言。これは、当然事件に関わる問題だから。だから、坪井議員の発言がどこまでその感情を抑えずして発言されたか。26日の発言の中にはそういったものを私はどうしても酌み取ることはできなかった。12日や10日の発言について言われれば、そのようなことがあったかもわかりませんが、それはもう、過去の過ぎた懲罰動議の対象にならない発言。きょうの発言に対して、私は言っていることです。

だから、やはり何を言ってもいいんだと。プライバシーの事はどこにでも言ってもいいという、そういう限度を越えた発言を私は容認して意見として出したわけではございません。竹岡委員にもそのことは、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 坪井委員が先ほど弁明されたことについての意見ですか。ほかのことじゃいけないんですね。

○委員長（荒山光広君） いや、本件に関することですから。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどここに戻りましたらですね、机の上に紙が置いてありました。誰ですか、この紙を置かれたのは。読んでみます。賛成発言1、ただいまの〇〇委員の懲罰動議に対して、反対の立場から発言します。美祢市議会基本条例第3条第1号に議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を推進することを重んじることとあり、〇〇委員の発言は、このことに反しています。よって、懲罰動議に賛成しますとありますが、誰ですかこんなの——ほかの方もあるかと思ったら、私だけにあるんです。ほかにも置いてあったら言ってください。これは、この時間内に打たれたのだと思いますが、私をコントロールしないでください。私は自分の頭で考えます。どうして私だけにこのようなことされるのでしょうか。こんな卑怯な真似はやめてください。誰が出されたんですか。

〔発言する者あり〕

○委員（三好睦子君） 休憩時間かいつか分かりません。でも、この懲罰動議について

書いてあるので、どうなんでしょうか。それか以前からあったコピーが私の上に置いて——この今回の事について、置かれたのかと思います。わざわざここにあるっていうのは

〔発言する者あり〕

○委員（三好睦子君） 見せるなら委員長に見せます。

〔委員長に見せて〕と呼ぶ者あり〕

〔三好委員、委員長席に資料を提出〕

○委員長（荒山光広君） 今、三好委員が読み上げられたとおりのことがございますけれども、これは、三好委員に対してこの発言をしなさいというふうな意図じゃないんじゃないかなというふうに思います。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、なぜ私だけの机にあるのですか。

○委員長（荒山光広君） それは、分かりません。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 一応皆さんの机、ずっと見ました。そしたら私だけです。私をコントロールしないでください。

〔発言する者あり〕

○委員（三好睦子君） 自分の頭で考えます。

○委員長（荒山光広君） もちろんです。これは、他意はないんじゃないかなと思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 何で重要視されないんですか。

○委員長（荒山光広君） 誰が置いたものかも分かりませんよね。事務局も……

〔発言する者あり〕

○委員長（荒山光広君） 関係ないでしょ。このような文書が皆さんの手元に無いということですので。

〔発言する者あり〕

○委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの休憩の時に、ちょっとの間にありました。戻ってきたらあったんです。それまではありませんでした。さっきの休憩の時に帰ってきたらあったんです。ちょっと早めに帰りましたけど。これは、大問題と——あのう、

取り上げてちゃんとしてください。

○委員長（荒山光広君） どうでしょうか……ちょっと暫時休憩します。

午前0時28分 休憩

.....
午前1時47分 再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど三好委員の机の上にあった資料の件につきまして、萬代委員より発言の申し出がありましたので許可いたします。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 私のお隣に三好委員さんおられまして、私の机の上にあった資料が、退席中にクーラーの風で飛んだものというふうに思っております。そういったことでいろいろと御迷惑掛けましたことについて、おことわりを申し上げたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 三好委員、何かございますか。

○委員（三好睦子君） 萬代さんの用紙が、こちらに飛んだということなのですが、ちょっと——先ほど提案理由の中で、この件については共産党にも賛同してほしいという発言がありましたので、賛成しなさいという圧力がかかったのかと思いました。そして、それです。私も不自然な——紙が風で飛べば——きちっとなるんじゃないくて、不自然にこう来ると思ったんで——きちっと置いてあったので余計このことを思いました次第です。

○委員長（荒山光広君） それでは、御意見を伺いたいと思います。その他、御意見のある方。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 多分、懲罰動議のまとめとして意見を求められてると受け止めます。よって私は、坪井委員の昨日の発言について、いささかも懲罰に値するような発言ではなかったと。こういうふうに私は受け止めておりますので、一応意見としては、この理由書については、該当しないというふうな思いをしております。

○委員長（荒山光広君） はい、その他御意見。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 坪井委員がですね、きょうは市長に関連したことについては、何も発言してないと。こうおっしゃいました。私はきょう坪井委員から初めて限定能力者という言葉をお聞きしました。皆さんもお聞きになったと思います。

それから、もう1点、詳しいことは申し上げません。もう1点、示談交渉を二度されていると聞いておるといふ発言をされました。これは、弁護士しか知らないことだといふふうに私は聞いております。私はちょっと今、大変申し訳ないんですけど遅れたのはですね、その坪井委員さんが言わなかったとおっしゃったんで、実は市長のところまで今、了解をとりに行きました。議事録はここに持っております。で、市長さん、我々はもうこれ以上、限定能力者だとか、いろんなことは活字にしたものを出したくないという配慮で付けなかったんですが、もうやむを得ませんと。付けてなかったために、こういう発言がありましたが、申し上げてもよろしゅうございましょうかという了解を今とってきて、申し上げているところです。にもかかわらず、今の河本委員さんの発言は、何も抵触してないと。とんでもない話です。

それから、これはまあ一番大きな問題でございます。それから、私の事も先ほど申し上げました。やっぱり理解はしてもらえないんだなあといふふうに思いました。いくら裁判で、いいですか——いくら裁判で公になったものであっても、原告はその意思でやれるが、被告になった者はやむを得ず敗訴を免れるためには、出したくないものも出さざるを得ない。したがって、それが出ていった。しかも、西京銀行とおっしゃったです。西京銀行から私は何の連絡もなく出したのは、これは法的に裁判所が出せということを出されたんだと。私はそういうふうに理解しております。ですから一度も文句言ったことはありません。しかし、その資料が——ね、売り上げがいくら何々だと。私がさっき申し上げたでしょ、それによって私は生計立ててると。その事がこの公の議会の中で言われた。それがなぜ抵触しないんですか。私はその辺を再度訴えたいと思います。

○委員長（荒山光広君） はい、その他御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの質問で、私が徳並委員さんに、提出者の方からの侮辱についてどこでしょうかと聞いたら、発言を妨害すると。それから、職権乱用といふところを言われましたが、私は平成20年からこの議会に臨んでいますけど、今回に限らずこれまでも似たようなことは何回もあったように思います。議論が白熱したら議員は当然反論すると思います。これが侮辱的にはあたらないと考えます。これで、懲罰というのでしたら、議員はもう何も言えなくなるのではないかと思ひ、空恐ろしい気がいたしました。

それで、脅迫の件ですが、もう一つ脅迫っていふ言葉があることについてもお尋

ねいたしました。これは、私は何らやましいことが無かったら脅迫にはあたらないと思います。何も無ければ脅迫とは言えません。こういった面で何も無いと思いますので、脅迫についてはあたらないと。脅迫的な発言とありますが、これはあたらないと思います。

○委員長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。はい、猶野委員。

○委員（猶野智和君） 猶野でございます。私は新人議員でございます。議員になる前は、議会では建設的で提案型の議論がされるものと思っておりました。しかし現在、議事がたびたび中断、停滞していることを残念に思っています。本来のスムーズな議会運営を取り戻すためにも、議会基本条例に基づき行ってきた議会改革を、進めるためにも、このたびの懲罰動議に賛成し、意義あるものにしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。よろしいですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これ以上ね、私議論してもやっぱ2年間変わらないと思うんですね。一言もしゃべらない。で、賛成かなあとと思ったら反対。これがやっぱ河本委員さんが言う議論の府でしょうかね。私はその辺が不思議なんです。今いみじくも猶野委員がですね、新人議員さんやからほんとに初々しい発言をされましたけどね。私も倫理条例はちょっと中途半端なところありますが、それを議長選の時にも申し上げました。私自身も弁明する機会くださいよと言ったときに、西岡議員が——ああ竹岡議員が言っているのは弁明する場が無いと。確かにそれもあります。したがって、私はそうしたものをきちんとしてほしいと、ずっと訴え続けました。まあ、これから先も私はやって行こうと思うんですが。美祢の議会、さっきですね坪井委員さん言われましたですよ。自殺行為だと。正に私はそのとおりだと思います。自殺行為というのは暴言ですけど、私も敢えて申し上げます。

で、これは議長選の時に怪文書かなんか知らんけど、持ち出してやったことをばらしますよと。この発言はいかに思うんですか、皆さん。怪文書あったら出してください。私はきょう怪文書を出しました。ちゃんとした文書です。お手紙とおっしゃんですけど、そんなもんではありませんでした。

もっとですね、委員の皆さん、黙ってるだけじゃだめですよ。自分の思いをみんな

な言ってください。その上で賛成か反対かをやっぱやるべきだと思います。と言うても前の度もやられませんでした。誰も。ね、どうなんですか。……誰も反応ないですね。まあ、そうすると坪井委員さんが言われるのが一番正しいと思いますよ。

もう、結構でございます。こういう議会だということが市民に解っていただければいいんです。

以上です。

○委員長（荒山光広君） この懲罰特別委員会というのは、非常に重たい委員会だというふうに思います。ぜひ委員の皆さんの忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。どなたかございませんか。・・・この御意見がございませんと間もなく懲罰を科すことの採決を行いますので、意思表示をしていただくこととなります。その前にせつかくの時間でございますので、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。よろしいですか。はい、それでは、坪井議員に対し懲罰を科すことを採決いたします。坪井議員に懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者 8 名、反対者 8 名〕

○委員長（荒山光広君） 起立同数でございます。ただいま出席委員 17 名、起立 8 名でございます。したがいまして、委員長の判断によることとなります。委員長は坪井議員に懲罰を科すことに賛成をいたします。したがいまして、懲罰を科すことに決しました。

続いて、懲罰の種類等は地方自治法第 135 条の規定により、1、公開の場における戒告。2、公開の場における陳謝。3、一定期間の出席停止。4、除名であります。この四つのことを決めていかなければいけません、このことについて御意見はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私は今、懲罰をするかしないかという採決の中で、起立をされなかった委員さん方。ぜひこの 2 年間、きょうここでやらなかったことをきっちり市民の負託に応じて、議会活動していただきたいことをお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点。どういうものかという、本来なら私は 1 番の戒告、これがまあ普通なんです。やり方は。ですが坪井議員さんの場合、もう 2 年間、もう同じようなことを繰り返してこられて、しかも、きょうも朝からたくさんの人たちが

坪井さんどうですかと、チャンスあげたと思うんですよ。ね、おことわりするよ
うなチャンスもあげたと思うんですが、されない。そうすると、やっぱしですね、
私は2番目の陳謝をしていただきたいと。このことを要望いたします。

○委員長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。はい、徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 私の発言はですね、同僚議員として本市議会でちゃんと謝罪
されることをお勧めしたいというふうに言いました。まあ、穏やかに話をしたつも
りではありますが、私も陳謝を、ぜひともしていただきたいなど。そういう努力、勇
気をもってやってもらいたいなというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） ただいま、2名の方より、2番目の公開の場での陳謝を求
めるということですが、その他御意見ございませんか。よろしいですか。
はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私はこれに反対してましたから、この四つの中で選べという
ことはできません。何かいいですかって言われても……でも、戒告という内容はな
んなんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員（三好睦子君） だから、何か回答を求められるという気がしたんで。

○委員長（荒山光広君） いや、その他御意見はございませんかということですので、
はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） よろしいですか。それでは、懲罰の種類について採決いた
します。懲罰の種類について、ただいま御意見がございました公開の場における陳
謝を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者8名、反対者8名〕

○委員長（荒山光広君） 先ほどと同じ起立8名、半数でございます。したがいまし
て、委員長の判断によるところであります。委員長は、ただいま御提案のことに賛
成をいたします。よって、公開の場における陳謝を科すことに決しました。暫時休
憩をいたします。

午前2時07分 休憩

午前4時09分 再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの懲罰の種類について採決をとったところ、公開の場における陳謝を科すことに決したところであります。つきましては、後の本会議において本特別委員会で決定した陳謝文により、坪井議員が陳謝することになります。あらかじめ陳謝文の案を机上に配付しておりますので、朗読いたします。

平成26年6月27日の本会議における私の発言中、市長、議長及び特定の議員に対して、不穏当な言辞を用いましたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて、まことに申し訳ありません。私は、美祢市議会による陳謝の懲罰を真摯に受け止め、深く反省し、ここに誠意を披瀝して衷心から陳謝します。平成26年6月27日、美祢市議会議員、坪井康男。

お諮りいたします。ただいま、朗読した陳謝文につきまして御異議ございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 私もこんな——朗読する意思はございません。ましてや坪井委員がこのようにやるかどうかは、私はわかりませんが、もし拒否した場合にはどうなるか。ちょっとそれも委員会として、どう対処するか。そこをちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 拒否されるかどうか仮定のことについて、この場で諮ることは難しいと思います。本委員会では、先ほど陳謝によることを決しました。その陳謝文について、皆さんの承認をいただき、後ほどの本会議にて再度皆さんの御議決をいただくことになると思います。後に議長から坪井さん本人に対して、本会議において決定を通知するというところでございますので、本委員会につきましては、あくまでもこの陳謝という決定と、この陳謝文の確認をさせていただきたいということでございます。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 私が最初に、坪井委員の退席に関わって、本事案に関わっている、関係している議員並びに議長については、どうされますかと言ったら、やはり採決に加わっておられる。これはまた、大変117条の解釈に矛盾を——あれを私は——関わる、関係する議員、議長と私はみなしておるわけです。そういったことからすると、採決の人数において、とても不平等な扱いになっておる。こういうことを坪井委員もどういうふうに思われてるか、私には分かりませんが、市民

の皆さんが一方的な立場で、これを陳謝しなさいと。これは、いかがなものかと。
私は、こう受け止めております。

○委員長（荒山光広君） ただいまの河本委員の発言でございますけども、この本特別委員会におきまして、すでに採決されたことでございますので、あくまでも決定事項でございます。これを、いまさら覆すということはできません。

以上でございます。

ただいま、朗読した陳謝文につきまして、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、先ほど朗読した陳謝文に決しました。これにて、本特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午前4時15分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月27日

懲罰特別委員長

荒山光広